

社会福祉法人はしうど福祉会

介護予防・日常生活支援総合事業

いちがお園第 1 号訪問介護事業（介護予防訪問介護相当）運営規定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人はしうど福祉会が開設する指定訪問介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という）が、要支援状態にある高齢者（以下、「要支援者等」という。）に対し、適正な訪問介護を提供し、要支援者等の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要支援者等と同居する家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事、排泄の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次の通りとおりとする。

- （1）名 称 　　いちがお園ホームヘルパーステーション
- （2）所在地 　　京都府京丹後市丹後町岩木 487 番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（特別養護老人ホームいちがお園施設長の兼務とする）
管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- （2）サービス提供責任者 介護福祉士又は訪問介護員（養成研修）1 級課程修了者 1 名（常勤）
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の申込に係る調整、

訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 介護福祉士又は訪問介護員（養成研修）
1・2級課程修了者 4名
訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日
(2) 営業時間 24時間

(訪問介護の内容、利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合によるものとする。

- (1) 身体介護
(2) 生活援助

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、京丹後市丹後町・弥栄町・網野町の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に要介護者等の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じると共に、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 事業者は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 系統機関等が実施する研修会等

- 2 訪問介護員等は、業務上知り得た要支援者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等であった者に業務上知り得た要支援者等又は家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を訪問介護員等の雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する主要事項は、社会福祉法人はしうど福祉会と管理者との協議に基づいて定めるとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成12年5月1日一部改正
平成13年4月1日一部改正
平成14年4月1日一部改正
平成14年5月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成17年10月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成21年4月1日一部改正
平成22年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正
平成27年8月1日一部改正

平成28年4月 1日 一部改正
平成29年4月 1日 一部改正
令和 3年5月 1日一部改正